

令和5年玄海町議会定例会4月会議会議録

招 集 年 月 日	令和5年1月5日（木曜日）						
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	再開・開議	令和5年4月18日午前9時00分	議 長	上 田 利 治 君			
	散 会	令和5年4月18日午前9時21分	議 長	上 田 利 治 君			
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 10名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	
	1	谷 丸 直 司 君	○	2	松 本 栄 一 君	○	
	3	前 川 和 民 君	○	4	小 山 善 照 君	○	
	5	山 口 寛 敏 君	○	6	宮 崎 吉 輝 君	○	
	7	井 上 正 旦 君	○	8	池 田 道 夫 君	○	
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○	
	会議録署名議員		9 番	岩 下 孝 嗣 君	1 番	谷 丸 直 司 君	
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
		教 育 長	岩 崎 一 男 君		総 務 課 長	渡 辺 晴 彦 君	
		防災安全課長	日 高 大 助 君		企 画 商 工 課 長	鈴 木 博 之 君	
福祉・介護課長		中 山 ふ み 君		こども・ほけん課長	山 口 善 正 君		
農林水産課長		鶴 田 豊 明 君		まちづくり課長	山 口 三 成 君		
生活環境課長		中 村 大 造 君		教 育 課 長	加 納 晴 美 君		
職務のために議 場に出席した者 の氏名	議会事務局長		熊 本 秀 樹	議会事務局書記		渡 辺 健 太	

令和5年玄海町議会定例会4月会議議事日程（第1号）

令和5年4月18日 午前9時再開（開議）

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会議期間の決定について

日程3 報告第1号 専決処分の報告について（玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程4 報告第2号 専決処分の報告について（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程5 議案第36号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第1号）

午前9時 再開（開議）

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玄海町議会定例会4月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

○議会事務局長（熊本秀樹君）

報告いたします。

本定例会4月会議に、報告2件、補正予算1件が町長から提出されております。

中山住民課長の欠席届が提出され、受理されております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、9番岩下孝嗣君、1番谷丸直司君を指名いたします。

日程2 会議期間の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会4月会議の会議期間は本日4月18日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会4月会議の会議期間は本日4月18日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 報告第1号 専決処分の報告について（玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程3. 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

改めまして、おはようございます。

報告第1号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

町長の専決処分に関する条例第6号の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

専決理由及び改正内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正をしております。

改正内容につきましては、令和6年度に導入される国の森林環境税に伴う個人住民税の徴収方法等の改正を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化に伴う改正を行っております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

1ページですけど、改正前は6行目に県民税もしくは町民税に充当しとありますが、改正後の8行目ですが、個人の県民税、個人の町民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入しとありますが、町民税に充当するというのは個人の町民税もしくは森林環境税に納付しとしますが、個人町民税か森林環境税のどちらかに納付したらいいということですか。

○議長（上田利治君）

西副町長。

○副町長（西 立也君）

今回の税条例等の一部改正におきましては、専決理由といたしまして、町長から説明がありましたように地方税法等の一部を改正する法律によるもので、所要の改正を行うものであります。

今回の地方税制の改正の主な内容についてでございますけれども、まず令和6年度に導入される国の森林環境税に伴う個人住民税の徴収方法の変更などがございます。現在、個人の町民税と県民税を合わせた個人住民税の均等割額は年間5,500円となっております。このうち1,000円につきましては、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の特例に関する法律の施行により、平成26年度から令和5年度の10年間、町民税、県民税それぞれの均等割の標準税率に500円ずつ加算されております。この防災のための特例の1,000円のは加算については令和5年度で終了いたしますが、令和6年度からは代わりに国の森林環境税として1,000円が加算されます。

なお、この国の森林環境税は、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されることとなっております。

簡単でありますけど、以上で今回の地方税制の改正の内容となっております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

専決で決まっておるので、いろいろ言う必要はないかと思いますが、改正前は町民税に充当しとあったのが町民税もしくは森林環境税、納める税の額に変わりはないんですか。

○議長（上田利治君）

西副町長。

○副町長（西 立也君）

納める税額は変わりません。1,000円が加算されるということでもあります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

あともう一件、これ言葉の解釈ですけど、納付と納入の違いは何ですか。

○議長（上田利治君）

西副町長。

○副町長（西 立也君）

正確には分かりませんが、納付と納入は同じ意味だと解釈いたしております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

同じく、森林環境税についてお尋ねをしたいと思いますが、来年の令和6年から国税として森林環境税を1人当たり1,000円徴収するということになってますけれども、佐賀県においても、もう10年以上前から全国に先駆けて森林環境税、これは一人500円をずっと徴収していると思いますけれども、今度来年からは国税として徴収する分と佐賀県が現在徴収している森林環境税、これはダブって徴収するということになるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

西副町長。

○副町長（西 立也君）

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、平成26年度から令和5年度の10年間、町民税と県民税それぞれの均等割の標準税率に500円ずつ加算されております。この防災のための特例の1,000円の加算については令和5年度で終了いたしますので、令和6年度からは代わりに国の森林環境税として1,000円が加算されることとなっております。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

今の答弁では、5年度で県の森林環境税は終わるといふことの答弁だと思いますけれども、県のホームページを私は確認したんですが、昨年の県議会において県の森林環境税は5年間延長するといふふうには決められてます。令和9年まで徴収しますといふことでホームページには載ってましたけれども、今の答弁と食い違いますが、どうなんでしょうか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

今の答弁で誤解となった部分があると思っております。これまでも森林環境税につきましては、県の部分は町民税、県民税にそれぞれ均等割の500円ずつが加算されており、そして今回1,000円が少なくなるんですけど、その分は東日本大震災の部分の1,000円がなくなって、今度は国の部分が1,000円加算されるようになるので、金額的には同じですけど、宮崎議員が申されますように、県と国と両方森林環境税を払うような形になっております。

今日、担当課長がおらないのでそこら辺の詳しいことを私たちもうまく答弁できませんが、これが重複するものか、県は県として課税できるもの、国は国として課税できるもの、そういった内訳が多分あると思っておりますので、その点についてはもう少し調べてから後ほど御回答したいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（上田利治君）

宮崎吉輝君。

○6番（宮崎吉輝君）

さっきの答弁と私が調べた内容でちょっと違いますから、そのあたりはしっかり調べていただいて、要するに国税と県税ですから、使い道が違うわけだから、ひょっとしたらダブって徴収するといふふうになるかもしれませんので、そのあたりはしっかりと調べていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（上田利治君）

日程 4. 報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

報告第 2 号 専決処分の報告につきまして御説明いたします。

町長の専決処分に関する条例第 6 号の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

専決理由及び改正内容といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正をしております。

改正内容につきましては、課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、所要の改正を行っております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

日程 5 議案第 36 号 令和 5 年度玄海町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第 36 号 令和 5 年度玄海町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度一般会計の補正予算が1件でございます。

議案第36号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,383万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を92億2,383万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、本年3月に公布された厚生労働省令に基づき実施する新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を計上しております。

まず、歳入補正予算としましては、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金988万2,000円の増額、同じく2項国庫補助金、6目衛生費国庫補助金1,395万2,000円の増額は、ともにワクチン接種に係る経費の財源として交付を受けるものでございます。

次に、歳出補正予算を御説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2,383万4,000円の増額は、ワクチン接種対策のうち、主に5月から開始予定の集団接種の経費でございます。

今年度は、医療機関での接種へ移行することが推奨されており、かかりつけ医や町内医療機関で接種が可能ですが、接種機会を増やすため、国庫補助の範囲内で集団接種を実施するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。小山善照君。

○4番（小山善照君）

おはようございます。

またコロナ接種をやられるということですけども、具体的なスケジュール等々はもうお決りになってあるんでしょうか。

○議長（上田利治君）

山口こども・ほけん課長。

○こども・ほけん課長（山口善正君）

ございます。コロナの接種の計画というか、それは決まっているかということでございます。

す。これにつきましては、まず先月の3月8日、これは厚生労働大臣のほうの新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての指示が一部改正されまして、先月の31日までとされておりました新型コロナウイルスの接種、これは特例臨時接種ということでございますが、来年の3月31日までの1年間延期というふうになってございます。ですから、令和5年度中におきましても自己負担なしで接種が受けられるということでございます。

そして、スケジュールのほうでございますが、これにつきましては国の方針として春の接種、これ個別接種を5月8日から、そして集団接種は玄海町につきましては5月20日から予定をしてるところでございます。こちらにつきましては、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者などを対象に優先的に実施をいたしまして、その後、秋の接種として9月から、今度は5歳以上を対象として広く実施するというふうな計画になってございます。

以上です。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

予定はある程度決まっておりますということで、要は周知の方法ですよね。普通の病院でも打てるってというような話に前回からなってきたと思うんですけども、その辺で混乱されてる方がかなりおられたように思います。どこに、どういうふうにしたらいいのかよう分からんってというような方々もおられたみたいですので、その辺の周知徹底の方法というのは、また新たにこういうふうにやっていきたいというようなことも考えておられますか。

○議長（上田利治君）

山口こども・ほけん課長。

○こども・ほけん課長（山口善正君）

周知の方法ということでございます。これにつきましては、4月号の広報玄海のほうにも掲載をさせていただいております。

そして、今回も5月号、こちらのほうにつきましても集団接種並びに個別接種の方法について掲載をさせていただくということで周知を考えています。

以上です。

○議長（上田利治君）

小山善照君。

○4番（小山善照君）

分かりやすい周知を、基本若い人もおりや、高齢者の方もおられます。高齢者の方は文字だけでは伝わりにくい部分がありますし、文字で、活字でつかみ切れない方っていうのもおられるんですよね。その辺をもう一度よくよく考えていただいて、誰でも分かるような説明の仕方をしていただければなと思うところであります。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 令和5年度玄海町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会4月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和5年玄海町議会定例会4月会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員